

香川労働局発表  
令和4年10月5日



報道関係者各位

担当・照会先	香川労働局 職業安定部 訓練室 室長 北川 雅敏 地方人材育成対策担当官 多田 祥子 【電話】087-804-8900
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 求職者支援課 課長 赤星 孝和 【電話】087-867-6728

## 短期・短時間特例訓練を開講します(県内24コース目)

～令和5年3月31日までの時限措置～

香川労働局(局長 松瀬貴裕)と独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部(支部長 川崎聡)は、県内24コース目となる短期・短時間特例訓練「トリマー入門科(短時間)」を開講します。

### 【トリマー入門科(短時間)の概要】 詳細別紙参照

訓練内容: 犬の習性や適切な健康・衛生管理の知識、ブラッシング、シャンピング、ドライング、カッピング技術の基本を習得し、トリマーのスタートラインにつける技能を身につける。

募集期間: 令和4年10月5日(水)～令和4年11月11日(金)

訓練期間: 令和4年12月7日(水)～令和5年3月6日(月)

訓練時間: 9時00分～11時50分 (総訓練時間 180時間)

※ただし、訓練日の一部は9時00分～15時50分で実施されることがあります。

実施施設: ペットサロンわんニャン館研修所(仲多度郡まんのう町買田 692-32)

受講料: 無料(ただし、テキスト代 5,830円(税込))

対象: 離職者、休業を余儀なくされている方、シフトが減少した方等

受講相談・申し込みは、住所を管轄するハローワークにご相談ください。

### ★短期・短時間特例訓練の特徴

従来、主に離職者向けであった求職者支援訓練を、**新型コロナウイルスの影響で休業やシフトの減少を余儀なくされた方、在職しながらスキルアップを図り正規雇用を目指す方等も受講できるよう、対象者の範囲を拡大**しました。また、仕事をしながら受講しやすくするため、**訓練時間や期間の短縮(※1)、職業訓練受講給付金の要件緩和(※2)**等の措置も行います。(令和3年2月12日に厚生労働省が策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の施策の一つです)

(※1) 通常月100時間の訓練を60時間に短縮

(※2) 月10万円を受給しながら学べる職業訓練受講給付金の支給要件について、

(1)「月収8万円以下」の要件を、シフト制で働く方等は「12万円以下」に緩和

(2)出勤日は支給対象外であったが、やむを得ない欠席として支給する